



島根県報

令和6年3月8日（金）

第 4 9 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく指定地方公共機関の指定の 取消し	（防災危機管理課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業 者の指定	（ " ）	3
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	3

【公 告】

収去飼料の試験結果の概要	（畜 産 課）	3
特定計量器の定期検査の実施	（商 工 政 策 課）	3
公共測量の終了（2件）	（技 術 管 理 課）	5

【特定調達公告】

テクノアークしまねの電力調達に係る一般競争入札の落札者等	（産 業 振 興 課）	5
車両捜査支援システムの賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	6

【教委規則】

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則	（学 校 企 画 課）	10
	（特別支援教育課）	

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	14
------------------------	-----------	----

【正 誤】

令和6年3月1日付け島根県報第494号中	（総 務 課）	14
----------------------	---------	----

告 示**島根県告示第161号**

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第8号の指定地方公共機関について、次のとおり当該指定を取り消したので告示する。

令和6年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 名称

社会医療法人石州会（施設の名称 社会医療法人石州会六日市病院）

2 取消年月日

令和6年2月29日

島根県告示第162号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
朝山医院	出雲市松寄下町1892-1	令和6年1月1日

島根県告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
朝山医院	出雲市松寄下町1097	令和6年1月1日
大谷仁成堂薬局あけぼの店	益田市あけぼの本町10-4	令和6年1月17日

島根県告示第164号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和6年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社丸古	通所介護	集いの里	浜田市三隅町下古和 949番地3	令和6年2月28日

島根県告示第165号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和6年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 げんき堂	福祉用具貸与	有限会社 げんき堂 出雲営業所	出雲市知井宮町185番 地	令和6年4月1日
	介護予防福祉用具貸与			
	特定福祉用具販売			
	特定介護予防福祉用具販売			

島根県告示第166号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市下府町2098-7、2164-122
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、令和5年度に収去した飼料等の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

令和6年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
株式会社松永牧場 食品残渣飼料工場 島根県益田市種村町	同左	卵の花サイレージ	令和5年10月	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第

2項の規定により公告する。

令和6年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
11月8日から12月13日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
6月7日から8月23日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検査 期 日	検査 時 間	検査 場 所
安来市	5月8日から5月9日まで	10時から15時まで	安来市役所
	5月10日	10時から14時まで	
	5月13日	10時から15時30分まで	
	5月14日	10時から12時まで	
	5月15日から5月16日まで	10時から15時30分まで	
奥出雲町	6月4日	10時30分から15時30分まで	奥出雲町役場
	6月5日から6月6日まで	11時から15時まで	
	6月7日	10時30分から15時30分まで	
浜田市	6月11日	10時から15時30分まで	浜田市役所
	6月12日	10時から15時まで	
	6月13日	10時から14時30分まで	
	6月18日	9時30分から16時まで	
	6月19日	9時30分から12時まで	
	7月2日	13時から14時まで	
	7月3日	10時から16時30分まで	
	7月4日	10時から15時まで	
	7月5日	10時から12時まで	
	7月9日	10時から15時30分まで	
	7月10日から7月11日まで	10時から16時まで	
	7月12日	10時から12時まで	
	8月6日	10時から12時まで	

飯南町	6月27日から6月28日まで	10時30分から15時まで	飯南町役場
邑南町	7月23日	9時30分から16時30分まで	邑南町役場
	7月24日	9時30分から16時まで	
	7月25日	10時から15時30分まで	
	7月26日	9時30分から12時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年2月29日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年10月27日から令和6年2月29日まで

3 作業地域

松江市大庭町及び古志原四丁目地内他

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年2月27日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量、深淺測量）

2 作業期間

令和5年8月21日から同年11月30日まで

3 作業地域

出雲市河下町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 物品等の名称及び数量

テクノアークしまねの電力調達 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県商工労働部産業振興課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和6年1月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
中国電力株式会社 販売事業本部 部長（ビジネスソリューション） 三宅 英治
広島県広島市中区小町4番33号
- 5 落札金額
282,433,827円（消費税及び地方消費税の額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和5年12月1日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年3月8日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

1 入札の内容

- (1) 入札に付する事項
車両捜査支援システムの賃貸借契約 一式
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
令和7年10月1日から令和14年9月30日まで

2 入札方法

この入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行う。

なお、落札額決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 技術提案書の作成、評価項目及び配点

- (1) 技術提案書の評価項目及び配点は別表のとおり
- (2) 技術提案書の作成に要した費用は入札参加者の負担とする。
- (3) 技術提案書を提出期日までに提出しなかった者の入札は無効とする。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登載されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 過去3年以内において、都道府県警察に同種同規模のシステムを構築し、要求事項として記載された稼働実績と、連携システムA及びBと接続した実績があること。
- (8) 過去に都道府県警察に同種のシステムを構築する際、電気通信事業者の提供するLTE回線を利用した実績があること。
- (9) 仕様書の要件を満たすシステム（機器を含む。）が確保でき、履行能力があると認められる者であること。
- (10) 本システムについて、島根県警察本部刑事部刑事企画課長から性能確認証明書の交付を受けた者であること。
- (11) 保守の拠点が島根県内に確保できること。
- (12) 保守業務について、仕様書の要件を満たす対応ができること。
- (13) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

5 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

6 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和6年3月28日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

5の場所

(2) 入札説明会

ア 日時

令和6年3月12日（火）午後2時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階第二小会議室

7 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加する者は、令和6年3月28日（木）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

8 入札、開札日時等

(1) 入札及び開札の日時並びに場所等

ア 日時

令和6年4月25日（木）午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階第二小会議室

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和6年4月24日（水）午後4時までに着していること。

エ ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は認めない。

オ 入札書の開札後、入札金額が予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした入札者は、総合評価にかかる技術提案書の提出をすること。郵便により入札書を提出する者は、入札書に技術提案書を同封し提出すること。

(2) 開札の実施

即時開札し、入札金額が予定価格の範囲内であるかの確認を行う。

なお、開札の際、入札金額の公表は行わない。

9 落札者の決定方法

(1) 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした入札者のうち、「総合評価落札者決定基準及び採点要領」における総合評価点の最も高い者を落札者とする。

(2) 総合評価点の最も高い者が2以上あるときは、技術点の合計点が高い者を落札者とする。この場合において、価格点及び技術点が同点の場合は、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

10 落札者の通知

9の総合評価後、令和6年5月31日（金）までに落札者を入札参加者に通知する。

11 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合（「入札保証金に関する誓約書」を提出した場合を含む。）は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合（「契約保証金の免除に関する誓約書」を提出した場合を含む。）は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

本契約に係る予算が議会において議決されない場合は、入札は行わないこととする。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Vehicle Investigation Support system, 1 units

(2) Time limit for tender : 1 : 30 p.m. April 25, 2024

(Bids by Post must be received by 4 : 00 p.m. on April 24, 2024)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,
Shimane Prefectural Police Headquarters 8 - 1, Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

別表 技術提案書の評価項目及び配点

項番	評価項目		評価基準	配点
1	構築	開発力・信用性	同種システム構築実績及び運用実績について評価する。	60
2	構築	施工能力	施工管理及び安全確保のための対策について評価する。	40
3	構築	移行	新旧システム移行時に通過車両情報等の欠損時間を極力短くする対応方法及び移行データの内容について評価する。	40
4	本部装置	諸元	本部装置のうち、統合処理装置、中継処理装置、蓄積処理装置及びデータバックアップ装置の処理能力等について評価する。	60
5	本部装置	信頼性・可用性	本部装置の信頼性・可用性について評価する。	40
6	端末装置	使用性(1)	システム利用者が短時間でシステムの操作方法を習得するための手法を評価する。	40
7	端末装置	使用性(2)	端末装置の使用性について評価する。	40
			UI及び地図表示機能について評価する。	60
8	路上装置	諸元	撮像装置の諸元について評価する。	100
9	路上装置	ソフトウェア	路上装置のソフトウェアについて評価する。	40
10	システム要件	検索処理速度	検索処理速度について評価する。	60
11	システム要件	機能	検索及びヒット情報表示機能について評価する。	120
12	システム要件	夜間における色認識	夜間における車体色認識について評価する。	100
13	システム要件	安全性	利用者権限、アクセス履歴の管理、データ保護機能等のシステムの安全性向上のための手法について評価する。	40
14	システム要件	リモートメンテナンス	リモートメンテナンスについて評価する。	40
15	システム要件	ライフサイクルコスト削減	ライフサイクルコスト削減（ソフトウェアの保守及び省電力化）について評価する。	140
16	システム要件	保守	保守について評価する。	80
17	地元企業への貢献		地元企業への貢献について評価する。	100
18	その他		その他本システム全般について、更なる有効な提	200

	案について評価する。	
技術点合計		1,400

教 育 委 員 会 規 則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第3号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

学 校 名 (分校名)	全日制の課程					定時制の課程					
	区分	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	区分	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
島根県立安来高等学校	普通	普通科	160	160	160						
島根県立情報科学高等学校	商業	情報システム科	120	40	40						
		情報処理科		40	40						
		マルチメディア科		40	40						
島根県立松江北高等学校	普通	普通科	240	240	240						
	理数	理数科	40	40	40						
島根県立松江南高等学校	普通	普通科（単位制）	600								
	理数	探究科学科（単位制）	240								
島根県立松江東高等学校	普通	普通科（単位制）	600								
島根県立松江工業高等学校	工業	機械科	40	40	40	工業	機械科	40	40	40	40
		電子機械科	40	40	40		電気科	40	40	40	40
		電気科		40	40		建築科	40	40	40	40
		電子科		40	40						
		電気電子工学科	40								
		情報技術科		40	40						
		情報クリエイター学科	40								
		建築都市工学科	40	40	40						
島根県立松江商業高等学校	商業	商業科	200	120	120						
		情報処理科		40	40						
		国際ビジネス科		40	40						
島根県立松江農林高等学校	農業	生物生産科	40	40	40						
		環境土木科	40	40	40						
	総合	総合学科（単位制）	240								

島根県立宍道高等学校						普通	普通科（単位制）	640			
島根県立大東高等学校	普通	普通科	90	120	120						
島根県立横田高等学校	普通	普通科	90	90	90						
島根県立三刀屋高等学校 （掛合分校）	総合	総合学科（単位制）	480								
	普通	普通科	40	40	40						
島根県立飯南高等学校	普通	普通科	80	80	80						
島根県立平田高等学校	普通	普通科	160	160	160						
島根県立出雲高等学校	普通	普通科	240	240	280						
	理数	理数科	40	40	40						
島根県立出雲工業高等学校	工業	機械科	40	40	40						
		電気科	40	40	40						
		電子機械科	40	40	40						
		建築科	40	40	40						
島根県立出雲商業高等学校	商業	商業科	120	120	120						
		情報処理科	40	40	40						
島根県立出雲農林高等学校	農業	植物科学科	40	40	40						
		食品科学科	40	40	40						
		動物科学科	40	40	40						
		環境科学科	40	40	40						
島根県立大社高等学校	普通	普通科	200	200	200						
	体育	体育科	40	40	40						
島根県立大田高等学校	普通	普通科	120	120	120						
	理数	理数科	40	40	40						
島根県立邇摩高等学校	総合	総合学科（単位制）	360								
島根県立島根中央高等学校	普通	普通科	105	105	105						
島根県立矢上高等学校	普通	普通科	72	60	60						
	農業	産業技術科	36	35	35						
島根県立江津高等学校	普通	普通科	80	80	80						
島根県立江津工業高等学校	工業	機械・ロボット	40	40	40						
		建築・電気科	40	40	40						
島根県立浜田高等学校	普通	普通科	160	160	160	普通	普通科（単位制）	320			
	理数	理数科	40	40	40						

島根県立浜田商業高等学校	商業	商業科	80	40	40						
		情報処理科		40	40						
島根県立浜田水産高等学校	水産	海洋技術科	40	40	40						
		食品流通科	40	40	40						
		(専攻科)	10	10							
		漁業科 機関科									
島根県立益田高等学校	普通	普通科(単位制)	360								
	理数	理数科(単位制)	120								
島根県立益田翔陽高等学校	工業	電子機械科	40	40	40						
		電気科	40	40	40						
		農業	生物環境工学科	40	40						
島根県立吉賀高等学校	普通	普通科	40	40	40						
島根県立津和野高等学校	普通	普通科	80	80	80						
島根県立隠岐高等学校	普通	普通科	60	60	60						
	商業	商業科	30	30	30						
島根県立隠岐島前高等学校	普通	普通科	80	40	40						
		地域共創科		40	40						
島根県立隠岐水産高等学校	水産	海洋システム科	40	40	40						
		海洋生産科	40	40	40						
		(専攻科)	10	10							
		漁業科 機関科									

備考

- 島根県立宍道高等学校定時制課程普通科の定員のうち、午前部（授業を行う時間帯が主として午前9時から正午までのものをいう。）の定員にあつては320名とし、午後部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。以下同じ。）の定員にあつては160名とする。
- 島根県立浜田高等学校定時制課程普通科の定員のうち、昼間部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部の定員にあつては160名とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

学 校 名	教育内容	学 校 に 置 く 部						専 攻 科				
		幼 稚 部	小学部及び 中学部	高 等 部			学 科	学 級 分 区	定 員			
				学 科	学 級 区 分	定 員						
						第1 学年			第2 学年	第3 学年		

島根県立盲 学校	視覚障害 教育	10	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	理療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	3
					保健理療 科	単一障害学級	8	8	8	保健理療 科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	3
島根県立松 江ろう学校	聴覚障害 教育	15	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	産業工芸 科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	
					産業技術 科	単一障害学級	8	8	8	生活デザ イン科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	6		重複障害学級	3	3	
島根県立浜 田ろう学校	聴覚障害 教育	10	小学部	中学部	美術工芸 科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
					被服科	単一障害学級		8	8					
						重複障害学級		3	3					
生活デザ イン科	単一障害学級	8												
	重複障害学級	3												
島根県立松 江養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	56	40	48					
						重複障害学級	30	30	33					
島根県立出 雲養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	56	56	56					
						重複障害学級	27	21	24					
	肢体不自 由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3					
	病弱教育		小学部	中学部										
島根県立石 見養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立浜 田養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	16					
						重複障害学級	15	12	15					
島根県立益 田養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	8	16					
						重複障害学級	9	6	6					
	肢体不自 由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3					
島根県立隠 岐養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松 江清心養護 学校	肢体不自 由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	6	6	6					
						訪問学級	3							
島根県立江 津清和養護 学校	肢体不自 由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松 江緑が丘養 護学校	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	6	6	6					
						訪問学級	3							

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

島根県公安委員会規則第2号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2一般国道9号（朝山大田道路）の項の次に次のように加える。

一般国道9号（大田静間道路）	大田市久手町刺鹿字市井169番1先から大田市静間町字野伏732番2先まで
一般国道9号（静間仁摩道路）	大田市静間町字後田1734番1先から大田市仁摩町大国字於才迫112番1先まで

附 則

この規則は、令和6年3月9日から施行する。

正 誤

令和6年3月1日付け島根県報第494号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
1	目次中	令和4年	令和6年